

# 市外へ転出される皆様へ

転出届のほかに必要と思われる主な手続きを紹介します。  
詳しくは、各担当窓口でお尋ねください。

※新しい住所地に引っ越されてから14日以内に、市区町村役場で転入の手続きをしてください。

◎必要なもの

①転出証明書(当市でお渡した書類)、②印鑑、③本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証・在留カード・特別永住者証明書など)、④国民年金加入者は年金手帳、⑤マイナンバーカード

- 転出日や転出先を変更した場合…転出証明書をそのまま転出先の市区町村役所(場)にお持ちのうえ、実際の異動日・住所を届けてください。
- 転出を取りやめる場合………転出証明書・本人確認書類・印鑑を嬉野市役所市民課へお持ちのうえ、転出取消の手続きを行ってください。

マイナンバーカード(個人番号カード)・住基カードを利用した転出届

- 転入先へはマイナンバーカード(個人番号カード)または住基カードを必ずお持ちいただき、暗証番号の入力が必要です。
- 転入先で届出をする際は、住み始めた日から14日以内、さらにその日が転出予定日から30日以内でないと届出できません。それを過ぎると、カードは廃止となり、紙の転出証明書の再発行が必要です。

各制度など (対象となる方)	● 手続き内容  □ 必要なもの	担 当 課 (連絡先)	
		嬉野庁舎	塩田庁舎
<input type="checkbox"/> 印鑑登録している方	● 転出日で使用できなくなります。登録証は返却いただくかご自分で処分してください	市民課 0954-42-3304	市民課 0954-66-9118
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (加入している方)	転出日で国保喪失となります。 ※入院、施設入所、入学の場合は申出ください		
<input type="checkbox"/> 妊婦健診 (妊娠中の方)	● 転出先の市区町村で交換してください ※転出日以降は使用できなくなります	→	健康づくり課 0954-66-9120
<input type="checkbox"/> 乳幼児健診、予防接種 (就学前のお子様がいる方)	● 乳児健診票は転出先で交換してください ※転出日以降は使用できなくなります ● 幼児健診・予防接種については、転出先にご相談ください		
<input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園 (入所しているお子様がいる方)	● 担当課へお問い合わせください	福祉課 0954-42-3306	子育て未来課 0954-66-9121
<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ (入所しているお子様がいる方)	● 退所の手続きをしてください □ 退所届 □ 印鑑		
<input type="checkbox"/> 児童手当 (中学生までのお子様がいる方)	● 消滅の手続きをしてください □ 印鑑 ※公務員の方は職場でお手続きください		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 (受給している方)	● 住所変更などの手続きをしてください □ 児童扶養手当証書 印鑑		

各制度など (対象となる方)	●手続き内容  □必要なもの	担 当 課 (連絡先)	
		嬉野庁舎	塩田庁舎
<input type="checkbox"/> 子どもの医療費助成 (※18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象)	● 受給者証をお返してください <input type="checkbox"/> 印鑑		
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成 (受給している方)	● 喪失の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑		
<input type="checkbox"/> 幼稚園(認定こども園を除く) (入園しているお子様がいらっしゃる方)	● 各幼稚園へ直接お問合せください	福祉課 0954-42-3306	子育て未来課 0954-66-9121
<input type="checkbox"/> 学校 (市内の小中学校に通うお子様がいらっしゃる方)	● 転学通知書をお渡しします ● これまでの学校で手続きをしてください ※在学証明書などの交付を受けてください	→	学校教育課 0954-66-9128
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 (75歳以上の方) (65歳以上で一定の障がいがある方)	(県外転出) ● 負担区分証明書を受けとってください <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証等 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※入院、施設に入所の場合はお申出ください	福祉課 0954-42-3306	健康づくり課 0954-66-9120
	(県内転出) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証等		
<input type="checkbox"/> 介護保険	● 介護認定をお持ちの方は介護保険の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 介護保険証をお返してください <input type="checkbox"/> 受給資格証明書の交付を受けてください ● 介護認定のない方は、介護保険被保険者証をお返してください。(65歳以上)		
<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳 (お持ちの方)	● 転出先の市区町村で手続きをしてください	福祉課 0954-42-3306	子育て未来課 0954-66-9121
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成 (障がい者等の手帳をお持ちで該当する方)	● 転出先で申請される場合、所得課税証明書が必要になる場合があります ※市民課窓口で交付します		
<input type="checkbox"/> 自立支援医療、障がい者手当など	● 担当課へお問い合わせください		
<input type="checkbox"/> 飼犬 (犬を飼っている方)	● 転出先で手続きをしてください	環境下水道課 0954-42-3317	
<input type="checkbox"/> し尿汲取	● 廃止の手続きをしてください	環境下水道課 0954-42-3317	
<input type="checkbox"/> 水道・下水道	● 使用中止の手続きをしてください	佐賀西部広域水道企業団嬉野営業所 0954-42-3314	
防災行政無線の個別受信機 <input type="checkbox"/> (お持ちの方)	● 担当課へお問い合わせください	総務・防災課 0954-42-3301	総務・防災課 0954-66-9111